

日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程の一部を改正する省令について（概要）

1. 趣旨

令和2年9月に開催された第147回日本ユネスコ国内委員会総会において、社会的課題への対応にスピード感が求められる中、①機動的で効果的な議論や分野横断的な課題に対応した議論が必要であり、また、持続可能な社会の実現に向けて、更なるユネスコ活動の活性化を図るためには、②各分野の専門家とユネスコ活動の普及の担い手との連携をより促進させる必要との意見があり、日本ユネスコ国内委員会の下に設置される専門小委員会の在り方について2. のように整理することとされた。

このために必要な省令改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 自然科学小委員会及び人文・社会科学小委員会を科学小委員会として再編する。
- (2) 文化活動小委員会及びコミュニケーション小委員会を文化・コミュニケーション小委員会として再編する。
- (3) 教育小委員会、科学小委員会、文化・コミュニケーション小委員会のいずれの専門小委員会が普及活動を所掌する。

<見直し前>

名称	所掌事務
教育小委員会	教育に関する事項を調査審議すること。
自然科学小委員会	自然科学に関する事項を調査審議すること。
人文・社会科学小委員会	人文科学及び社会科学に関する事項を調査審議すること。
文化活動小委員会	文化活動に関する事項を調査審議すること。
コミュニケーション小委員会	コミュニケーションに関する事項を調査審議すること。
普及活動小委員会	普及活動に関する事項を調査審議すること。



<見直し後>

名称	所掌事務
教育小委員会	教育及び教育に係る普及活動に関する事項を調査審議すること。
科学小委員会	自然科学並びに人文科学及び社会科学並びにこれらに係る普及活動に関する事項を調査審議すること。
文化・コミュニケーション小委員会	文化活動及びコミュニケーション並びにこれらに係る普及活動に関する事項を調査審議すること。

3. 施行日

令和2年12月1日とする。